

令和7年度

持続可能な電波有効利用のための
基盤技術研究開発事業
(FORWARD)

研究開発課題の公募について

— 提案要領 —

提案書受付期間

令和7年1月10日(金)

～

令和7年2月21日(金)(17:00締切)



総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

目次

はじめに.....	1
1 事業の概要.....	2
2 本事業による研究開発の流れ.....	2
(1) 募集する研究開発課題の区分.....	2
(2) 研究開発課題の採択.....	2
(3) 採択後の契約手続等.....	3
(4) 研究開発の継続.....	3
(5) 研究開発終了後の対応.....	3
(6) 評価の流れ.....	4
(7) 評価結果の公表.....	4
3 提案要件等の留意事項.....	4
(1) 用語の定義.....	4
(2) 研究開発実施者の要件.....	5
(3) 提案できる研究開発課題.....	6
(4) 個人情報等の取扱い.....	6
(5) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置.....	6
(6) 他の研究助成等を受けている場合の対応.....	8
(7) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限.....	8
(8) 研究上の不正を行った研究者等の制限.....	8
(9) 人権及び利益の保護に関して.....	9
(10) e-Rad からの内閣府への情報提供等に関して.....	9
(11) 安全保障貿易管理について.....	9
(12) 提案書の取扱いについて.....	10
4 公募対象の研究開発課題.....	10
(1) 部門の設定.....	10
(2) 提案要件.....	11
(3) 研究開発期間.....	11
(4) 研究開発経費.....	11
(5) 採択評価.....	12
5 採択課題の選定.....	14
(1) 評価方法.....	14
(2) 追加資料の提出等.....	14
(3) 採択及び通知.....	14
(4) 採択結果の公表.....	14
6 研究開発委託契約の概要.....	15
(1) 契約期間.....	15
(2) 契約相手方.....	15

(3) 契約形態.....	15
(4) 研究開発経費.....	15
(5) 繰越明許.....	15
(6) 研究開発委託契約書	15
(7) 研究成果報告書の作成.....	16
(8) 実績報告書の作成	16
(9) 終了報告書の作成及び成果発表等.....	16
(10) 追跡報告書等の作成	16
(11) 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて（令和3年3月5日、令和5年5月24日改正）」への対応	16
7 研究開発実施上の留意点	16
(1) 研究開発実施者の人件費の計上等について	16
(2) 学生の参画機会の提供.....	16
(3) 事業化の検討等に係る費用の計上.....	17
(4) 研究開発成果の帰属	17
(5) 研究開発成果の発表、公開及び普及.....	17
(6) 研究開発場所.....	18
(7) 研究開発に必要な機器設備	18
(8) 購入した物品等の扱い.....	18
(9) 研究費の不正な使用への対応	18
(10) 研究上の不正への対応	19
8 提案の手續	19
(1) 提案に必要な準備作業.....	20
(2) 受付期間.....	20
(3) 提案方法.....	20
(4) 提案に当たって	21
(5) 提案受理の確認	21
(6) 採択結果の公表	21
9 その他.....	22
10 問合せ先.....	23
資料1 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針	25
資料2 競争的研究費の適正な執行に関する指針.....	33
資料3-1 デジタルインフラ構築部門（地方独自：北海道総合通信局）	42
資料3-2 デジタルインフラ構築部門（地方独自：東北総合通信局）	43
資料3-3 デジタルインフラ構築部門（地方独自：東海総合通信局）	44
資料3-4 デジタルインフラ構築部門（地方独自：中国総合通信局）	45
資料4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業への応募について.....	46

はじめに

持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業（Fundamental Technologies for Sustainable Efficient Radio Wave Use R&D Project : **FORWARD**。以下、「本事業」という。）は、増大し続ける電波利用ニーズに応えることを持続的に可能としつつ、地域に存在する課題の解決や地域ニーズに応えるために必要となるデジタルインフラの整備を、電波の有効利用を図りつつ進めることを目的とし、①電波の有効利用を可能とする基盤技術や②電波の有効利用を前提としたデジタルインフラ構築のための技術に関する研究開発課題を、大学・高等専門学校・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、外部有識者による選考評価の上、総務省が研究開発を委託する競争的研究費制度¹です。

「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月）」²において、特に周波数帯域を必要とする5G・Beyond 5Gなどの携帯電話システム、衛星通信・HAPSシステム、IoT・無線LANシステム、次世代モビリティシステムの4つの電波システムを対象として周波数帯域確保の目標が設定されており、2020年度末を起点とした場合の帯域確保の目標として、2025年度末までに既存帯域の6GHz幅を、2030年代までにはさらに38～52GHz幅を、それぞれ確保することが明記されています。これを実現するためには、電波の有効利用の基盤となる①周波数を効率的に利用する技術、②周波数の共同利用を促進する技術、又は③高い周波数への移行を促進する技術（これら3つを総称して以下、「電波有効利用技術」という。）の研究開発を進めることで、電波の有効利用を持続可能なものとしていくことが必要です。

また、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会において、「WX(ワイヤレストランスフォーメーション)推進戦略」³が令和6年8月に取りまとめられました。ワイヤレスサービスの可能性を最大限発揮し、生活やビジネスを創造性と多様性に満ちたものに変革するためには、電波の更なる有効利用を促進しつつ、地域に存在する課題やニーズに対応可能なワイヤレスシステムを活用したデジタル基盤整備を構築することが求められます。

以上を踏まえ、本事業では、電波の有効利用を持続可能なものとするための基盤となる電波有効利用技術の研究開発や電波の有効利用を前提としたデジタルインフラ構築のための技術に関する研究開発を行い、無線設備の技術基準策定やワイヤレスシステムへの実装等につなげることにより、無線局全体の受益を直接目的として実施する研究開発課題を募集します。

¹ 競争的研究費：大学、研究開発法人、民間企業等（以下、「研究機関」という。）において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。

² https://www.soumu.go.jp/main_content/000766569.pdf

³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000964330.pdf

1 事業の概要

総務省は、他府省の競争的研究費等で実施していない新規の研究開発課題を公募し、厳正な評価を経て研究開発課題を採択し、当該研究開発課題を実施する研究者が所属する研究機関に対して研究開発を委託します。

2 本事業による研究開発の流れ

本事業において実施する研究開発の流れは、次のとおりです。

(1) 募集する研究開発課題の区分

本事業では、その目的に鑑み、次の2つの区分を設定し、研究開発課題を募集します。対象とする研究開発課題の内容については、「4 公募対象の研究開発課題」を参照してください。

<研究開発課題の区分>

- ① 電波有効利用基盤技術部門
- ② デジタルインフラ構築部門

(2) 研究開発課題の採択

提案された研究開発課題は、「総務省情報通信研究評価実施指針（第6版）」（平成30年2月）⁴を踏まえて設定された評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される評価会合が評価を行い、その結果に基づいたプログラムディレクターの決定により、実施すべき研究開発課題を採択します。

採択における評価は、下記の専門評価（第1次評価）及び総合評価（第2次評価）の2段階評価によって実施します。

① 専門評価（第1次評価）

全ての提案課題について、各研究開発課題が含まれる研究領域の外部専門家により、主として技術的な観点から、高度に専門的な知見に基づいて評価します。（評価項目のウエイト付加前の）平均評価点について、5点満点中2点未満のものがある課題については、原則として総合評価の対象としません。

② 総合評価（第2次評価）

外部の学識経験者・有識者から構成される評価会合により、目標設定・実施計画・予算計画・実施体制の妥当性等に加え、各プログラムの目的に応じた観点から評価します。提案課題件数が採択予定課題数を大幅に上回る場合等は、必要に応じ、専門評価の結果における相対順位に基づき、一定数（採択予定課題数の1.5～2倍程度）に絞り込まれた提案課題を総合評価の対象課題とします。

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000531597.pdf

(3) 採択後の契約手続等

採択された研究開発課題は、研究開発実施者の所属研究機関が提案内容の実施に支障がないかどうかを確認した上で、当該研究機関と総務省との間で研究開発委託契約を締結し、委託研究として研究開発を実施していただきます。

委託研究とは、総務省が研究開発実施者の所属研究機関に対して研究開発を委託することによって実施するものです。このため、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

研究開発に必要な費用（直接経費）は、採択評価の結果を踏まえて別途提示する配分額の範囲内で総務省が負担します。また、直接経費のほかに間接経費（資料1参照）として、直接経費の30%に相当する額を上限として配分します。研究開発の経理実務については、所属研究機関に責任をもって管理していただきます。

なお、公募開始から採択課題決定までのスケジュールの都合上、研究開発の開始時期が年度当初よりも遅れる可能性があるため、提案時の実施計画や予算計画の策定の際にはご注意ください。

(4) 研究開発の継続

提案時に設定した研究開発計画において、研究開発実施期間が複数年度（2～4年度）にわたる研究開発課題に関して、次年度の研究開発の実施を希望する場合は、1月頃に継続提案書を提出していただき、目標達成度や今後の目標設定、実施計画、予算計画、実施体制の妥当性に関する継続評価を実施します。その結果に基づいたプログラムディレクターの意見を踏まえて、次年度の研究開発の実施及び研究開発に必要な経費の配分額が決定され、新たに研究開発委託契約を締結して研究開発を実施することになります。

また、研究開発実施期間が3年度以上にわたる研究開発課題については、2年度目が終了するまでに、3年度目以降も継続して研究開発を実施することで目標とする成果や実用化等が見込めるか否かについて検証し、研究開発の継続が適切かどうかを判断するステージゲート評価を行います。ステージゲート評価は、継続評価と比べて「研究開発継続の可否」に重点をおいて評価を行うため、2年度目の目標は当該年度の12月末時点でのものを設定してください。

なお、継続評価の結果によっては実施計画や予算計画の見直しを、ステージゲート評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直しだけでなく研究開発そのものの中止等を決定することがあります。

(5) 研究開発終了後の対応

研究開発を終了又は中止した課題は、終了報告書を提出していただき、研究実施状況や研究成果等に関する終了評価を実施します。また、終了翌年度に開催する「成果報告会」にて成果に関する発表・ポスター展示等を行っていただきます。（成果報告会については、中止した課題を除く。）

また、後年度に実施する追跡評価（研究開発終了年度から数えて3又は5年後）にも御協力いただきます。

(6) 評価の流れ

本事業における上記の各評価の流れは次のとおりです。

なお、ここでは、研究開発実施期間が4年度の場合を図示しています。

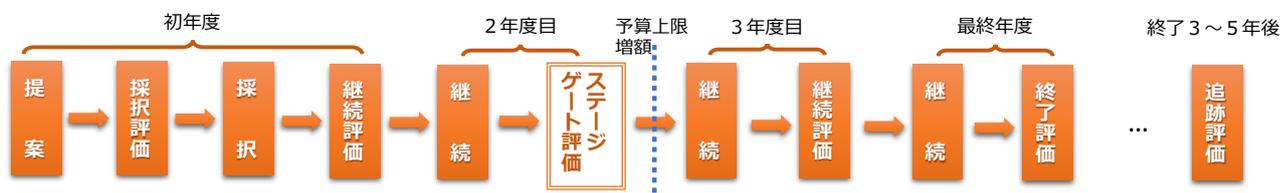


図 評価の流れ

(7) 評価結果の公表

採択評価の結果については、原則公表することとしています。ただし、採択課題のみ評価結果を公表します。提案者本人には、評価点・評価コメントとあわせて採択・不採択を通知します。

3 提案要件等の留意事項

本事業の留意事項は、次のとおりです。研究者1名で提案する場合は、研究代表者のみで研究開発を実施することになります。複数の研究者による共同研究も可ですが、すべての研究者が次の留意事項を遵守するようにしてください。

なお、連携研究者は、本事業による委託費を使用することはできません。連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項については、「7 研究開発実施上の留意点」の「(4) 研究開発成果の帰属」を御確認ください。

(1) 用語の定義

本事業において、研究開発を実施する者の名称は次のとおり定義しています。

① 研究代表者

研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者。

② 研究分担者

研究代表者と協力して研究開発を分担する者。

③ 研究開発実施者

研究代表者及び研究分担者の総称。⁵

④ 連携研究者

総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等によって研究開発に協力する者。

⁵ 委託契約を締結する際に、研究機関ごとに「研究責任者」の配置が必要です。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者の中からその機関における研究開発を統括する者として「研究責任者」を配置してください。

(2) 研究開発実施者の要件

研究開発実施者に求められる要件は次のとおりです。

① 研究者の所属等

日本国内に設置された大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）、民間企業、国立研究開発法人及び地方公共団体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生については下記⑦の場合を除いて不可。）であること。

② 研究開発に関する責任

研究開発を実施する期間において、研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。

③ e-Rad への登録

府省共通研究開発管理システム⁶（以下、「e-Rad」という。）において、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。

④ 所属機関の了解

全ての研究開発実施者は、所属する研究機関から、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること（研究開発の実施に当たって、資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要があるため）。

⑤ 研究代表者の責務

研究代表者は、全研究開発期間を通じて、研究開発の遂行に関する全ての責務を負えること。博士研究員⁷が研究代表者になることはできない。

なお、研究開発期間中に研究開発実施者の要件を満たさなくなる等（退職等）の理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることは避けること。また、日本語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。

⑥ 研究分担者の責務

研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間を通じて、研究開発の遂行に責務を負えること。博士研究員は、研究分担者になることができる。

⑦ 研究分担者の責務

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生は、民間企業等との共同研究における研究分担者となることができる。

⑧ 経理事務担当者・契約事務担当者の配置

研究開発実施者の所属機関に、経理事務等担当者及び契約事務等担当者を置くこと。ただし、研究開発実施者は、自身の所属機関の経理事務等担当者及び契約事務等担当者を兼ねることはできない。

⁶ <https://www.e-rad.go.jp/>

⁷ 大学や企業等において、安定的な職に就くまでの任期付の研究職にある博士号取得者等

(3) 提案できる研究開発課題

本事業で提案できる研究開発課題は、電波資源拡大のための研究開発として、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は、高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準策定に向けた研究開発課題であり、無線局全体の受益を直接の目的として実施するものであることが求められます。

(4) 個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された研究開発課題提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された研究開発課題提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本事業の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び事業運用のために総務省が使用します。

(5) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本事業は、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費の一つとして位置付けられています。したがって、本事業への提案に対して、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年12月17日改正）（資料2参照）に従い、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、次の措置を執ります。

① 応募情報に関する情報の共有

e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募情報の一部に関する情報を総務省内で共有します。また、不合理な重複や過度な集中があった場合には採択しないことがあります。

② 他の競争的研究費制度等への応募状況

研究代表者・研究分担者等について、他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授を含む。）に関する情報を応募書類やe-Radに記載いただきます。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

③ 秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱い

上記3(5)②の研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかを確認するために必要な情報（共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報）のみの提出を求めるとし、当該情報を扱う者を業務上真

に必要な者に限定します（当該情報を総務省や関係府省間で共有する場合も同様の取扱いとします。）。

④ 採択決定前での情報共有

課題採択決定前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）や上記3(5)②の研究費や所属機関・役職に関する情報を総務省内の競争的研究費の関係部署で共有化し、不合理な重複又は過度な集中の有無を確認します。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とします。

⑤ 「不合理な重複」又は「過度の集中」による不採択等の処分

応募書類や e-Rad への記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う場合があります。

⑥ 研究実施者の研究活動に係る透明性の確保

上記3(5)②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合も含む）を含む、本委託契約に携わる研究代表者及び研究分担者が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、所属する機関の関係規定等に基づき、機関に適切に報告している旨の誓約（様式10）を求めます。

誓約に反し適切な報告がおこなわれていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

⑦ 施設・設備等の受入状況の確認

上記3(5)⑥のうち、本研究に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、所属する機関に対し、当該情報の把握・管理の状況について報告を求めることがあります。

⑧ 研究インテグリティの確保

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）⁸を踏まえ、企業、大学、研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規定及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行うことを求めます。

また、研究代表者及び研究分担者が所属する機関に対し、これらに関する規定の整備及び情報の把握・管理の状況の確認等必要に応じて照会を行うことがあります。

⁸ https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kagkoku-000019002_1.pdf

(6) 他の研究助成等を受けている場合の対応

科学研究費補助金等、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）⁹等、競争的研究費等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択又は採択取消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費制度等やその他の研究助成等を受けている場合及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中で他制度への応募の採否が決定した場合には、「10 問合せ先」を参照。）まで速やかに御連絡ください。

(7) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料2参照）に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的研究費において不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

① 研究費の不正使用等による応募の制限

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、1年間から10年間とします。

② 不正な手段により研究費を受給した場合等における応募の制限

偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5年間とします。

③ 善管注意義務違反に対する応募の制限

善管注意義務に違反した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降、1年間又は2年間とします。

(8) 研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料2参照）に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的研究費による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

⁹ エフォート（研究充当率）：研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

① 研究費の返還

不正行為の悪質性等を考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

② 不正行為に関与した者に対する応募の制限

不正行為に関与した者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2年間から10年間とします。

③ 責任者の注意義務を怠った者に対する応募の制限

不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降、1年間から3年間とする。

(9) 人権及び利益の保護に関して

実施計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

(10) e-Rad からの内閣府への情報提供等に関して

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受け、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radへの登録をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(11) 安全保障貿易管理について

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づいて輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけでなく、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本委託研究を通じて取得される技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合その他先端的な技術に関連する機微情報の流失のおそれがあると認められる場合には、契約を締結しない、又は、契約の全部若しくは一部を解除することがあります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記のウェブサイトを御確認ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(12) 提案書の取扱いについて

提出された提案書に記載された情報について、総務省から本事業に係る業務を請け負った業者に対し、事業運営のために提供されます。

4 公募対象の研究開発課題

(1) 部門の設定

本事業の目的に鑑み、次の2部門に分類して研究開発課題を募集します。なお、デジタルインフラ構築部門には、地方独自の課題も設定しております。

① 電波有効利用基盤技術部門（全国共通）

電波の有効利用を今後も持続可能なものとするための基盤となる技術の研究開発を行う課題。従来以上に効率的な伝送技術／変調技術／多重技術の研究開発や高い周波数を利用可能とするためのデバイス技術などが該当。

②-1 デジタルインフラ構築部門（全国共通）

日本各地で顕在化している地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、IoT やローカル 5G などのワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題。例として、IoT による防災情報収集システムの構築を行う際により少ない基地局設置数でより多くの端末を収容可能としたり、端末同士の干渉を回避したりすることでより多くの端末の配置を可能とする技術の研究開発及びそのシステム技術実証を行い、実装を目指すものなどが該当。

②-2 デジタルインフラ構築部門（地方独自）

各地方における喫緊の地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、ワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題として、次のア～エの4つを設定。

ア 北海道総合通信局管内（北海道）

通信ネットワーク環境未整備地域での生産性・効率性の向上等を実現するデジタルインフラの整備・運用（資料3-1参照）

イ 東北総合通信局管内（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）

東日本大震災からの復興に向けた一次産業の効率化のためのデジタルインフラの整備・運用（資料3-2参照）

ウ 東海総合通信局管内（岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）

次世代自動車による自動運転サービスの実現に向けたデジタルインフラ（ITS）の活用（資料3-3参照）

エ 中国総合通信局管内（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）

瀬戸内海の有人離島における医療サービス向上を図るためのデジタルインフラの整備・運用（資料3-4参照）

(2) 提案要件

上記3及び上記4(1)に記載のとおり。上記4(1)②-2については、研究代表者の所属機関の所在地を管轄する総合通信局が公募を実施している場合のみ提案が可能。なお、管外の研究機関が研究代表者として提案することはできないが、研究分担者として管内の研究機関と共同研究を行うことは可能。

(3) 研究開発期間

最長4年度（1～4年度の範囲内で提案者が設定）

(4) 研究開発経費

研究開発期間に応じて次のとおりとする。なお、間接経費については、直接経費の30%を上限として別途配分。

なお、複数の研究機関による共同研究の場合には、研究に参加する全機関の直接経費の合計が、次の上限金額の範囲内になるようにすること。

研究開発期間	単年度の上限（直接経費）【消費税込み】
1年度目及び2年度目	1,000万円／課題
3年度目及び4年度目	3,000万円／課題

※提案する研究費の多寡は、採択評価の結果には影響を与えません。

(5) 採択評価

採択課題の決定段階において、次のような評価項目・評価の観点・評価のウエイトによる2段階評価を実施。

① 専門評価（第1次評価）

ア 電波有効利用基盤技術部門（全国共通）

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
無線通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	○研究開発課題（技術）は、新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ○無線通信分野の発展・向上に資する課題であるか。また、無線通信分野以外の分野にも波及効果が期待できるか。	2
目標、計画の妥当性	○設定されている到達目標や実施計画は具体的かつ明確か。	1
電波有効利用促進の可能性	○得られる成果は、電波の有効利用を促進する可能性を有しているか。	2

イ デジタルインフラ構築部門（全国共通）

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
地域ニーズとの整合性	○各地で顕在化している地域課題の解決や地域ニーズ等を満たすために必要なシステムが選択されているか。	2
目標、計画の妥当性	○設定されている到達目標や実施計画は具体的かつ明確か。	1
電波有効利用促進の可能性	○電波有効利用に資する工夫（例：少ない基地局数でより広いエリアをカバーする 等）がなされているか。	2

ウ デジタルインフラ構築部門（地方独自）

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
地域ニーズとの整合性	○該当地方に存在する地域課題の解決や地域ニーズ等を満たすために必要なシステムが選択されているか。	3
目標、計画の妥当性	○設定されている到達目標や実施計画は具体的かつ明確か。	1
電波有効利用促進の可能性	○電波有効利用に資する工夫（例：少ない基地局数でより広いエリアをカバーする 等）がなされているか。	2

② 総合評価（第2次評価）

ア 電波有効利用基盤技術部門（全国共通）

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
目標・実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○目標は達成できる見込みがあるか。また、ある程度チャレンジングな目標設定がなされているか。 ○研究開発手法等の選択は妥当なものか。 ○将来的な実用化・製品化が見込める技術か。 	2
予算計画・実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○経費は、研究開発の内容に見合った額となっているか。（過剰な経費計上となっていないか。） ○研究開発を進める上で、十分な実施体制（特に人的リソースの確保面）となっているか。 	1
電波有効利用促進の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発によって電波の有効利用の一層の促進に寄与可能か。 ○次のいずれかに該当する技術か。 <ul style="list-style-type: none"> ・周波数を効率的に利用するための技術 ・周波数の共同利用を促進するための技術 ・高い周波数への移行を促進するための技術 	2

イ デジタルインフラ構築部門（全国共通）

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
目標・実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○目標は達成できる見込みがあるか。 ○システム構築手法等は妥当なものとなっているか。 ○類似の課題やニーズ等が存在する他の地域への成果の横展開が期待できるか。 	2
予算計画・実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○経費は、研究開発の内容に見合った額となっているか。（過剰な経費計上となっていないか。） ○研究開発を進める上で、十分な実施体制（特に人的リソースの確保面）となっているか。 	1
電波有効利用促進の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○電波の有効利用を促進する技術が利用されているシステムか。 ○限られた周波数割当ての中でシステム運用を行うことで、各地で顕在化している地域課題の解決や地域ニーズ等を満たすことが可能か。 ○研究開発を進める上で企業や大学・自治体等の共同実施体制の構築など、成果展開を意識した体制となっているか。 	2

ウ デジタルインフラ構築部門（地方独自）

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
目標・実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○目標は達成できる見込みがあるか。 ○システム構築手法等は妥当なものとなっているか。 ○該当地方に存在する地域課題の解決や地域ニーズ等を満たす観点から、適切な目標・計画になっているか。 	2
予算計画・実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○経費は、研究開発の内容に見合った額となっているか。（過剰な経費計上となっていないか。） ○研究開発を進める上で、十分な実施体制（特に人的リソースの確保面）となっているか。 	1
電波有効利用促進の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○電波の有効利用を促進する技術が利用されているシステムか。 ○限られた周波数割当ての中でシステム運用を行うことで、該当地方に存在する地域課題の解決や地域ニーズ等を満たすことが可能か。 ○研究開発を進める上で企業や大学・自治体等の共同実施体制の構築など、成果展開を意識した体制となっているか。 	3

5 採択課題の選定

(1) 評価方法

提案された研究開発課題について、設定した評価基準に基づいて2段階の評価を実施します。選考の経過については通知しません。また、問合せにも応じられません。

(2) 追加資料の提出等

研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行います。必要に応じて追加資料の提出を求める場合や、提案書等の内容に関してヒアリング等を行う場合があります。

(3) 採択及び通知

総務省は、評価会合からの評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて採択課題の決定を行います。採択・不採択の結果は、総務省から研究代表者宛てに通知します。

(4) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要を公表します。

6 研究開発委託契約の概要

研究開発の実施に当たっては、研究開発委託契約の締結が必要です。その概要は次のとおりです。また、本事業の研究開発委託契約に係る書類は、次の URL の「5. 契約」に掲載します。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/forward/index.htm>

(1) 契約期間

委託研究の契約は、単年度契約です。次年度以降の研究実施に係る契約については、継続評価またはステージゲート評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）こととなります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で研究開発委託契約を締結します。研究開発実施者個人との間で研究開発委託契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関全てと総務省との間で、個別に研究開発委託契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発に係る経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。経費の性質上、概算を以て支払をしなければ研究開発の進捗に支障を及ぼす場合は、所定の手続きを経て支払いが適当と判断された場合に、概算払いが可能です。

経費の取扱いは、「府省共通経費取扱区分表」に基づきます。研究開発委託契約に係る経理処理の基準は、上記 URL の「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説」を御覧ください。なお、研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託契約が締結されるとは限りません。

また、委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発するための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 繰越明許

委託契約の締結時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、研究開発が契約期間内に完了しない見込みとなった場合には、所定の手続きを経て、契約期間を延長するとともに、研究開発委託費の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができます。

(6) 研究開発委託契約書

総務省が作成する「研究開発委託契約書」に従って契約していただきます。当該契約書のひな形については、上記 URL の「研究開発委託契約書（ひな形）」を御参照ください。

必要な契約条件が所属研究機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続開始後、1か月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(7) 研究成果報告書の作成

契約終了時（毎年度）に「研究成果報告書」を提出していただきます。

(8) 実績報告書の作成

契約終了に当たっては、当該年度の研究開発に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

(9) 終了報告書の作成及び成果発表等

全研究開発期間終了後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成と、総務省が開催する成果報告会にて発表等を行っていただきます。

(10) 追跡報告書等の作成

研究開発終了年度の翌々年度以降に実施する追跡調査に回答いただきます。

(11) 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて（令和3年3月5日、令和5年5月24日改正）」への対応

年度末までの研究期間の確保等により研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるように競争的研究費の手続き等に係る各種ルール等の統一化がなされたことを踏まえ、本事業でも対応をしています。詳細は内閣府のウェブページ¹⁰を御覧ください。

7 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の人件費の計上等について

研究開発業務に研究開発実施者が従事した時間分の人件費を直接経費に計上できます。ただし、学内業務や他の競争的研究費等による研究開発業務に従事した時間分の人件費については、間接経費や基盤的経費等で充当する必要がありますので、提案に際しては所属研究機関の関係部署との調整をお願いします。

なお、研究開発実施者として新たに研究者を必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者を研究員として雇用し、委託期間内の人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。

当該雇用に関する責任は、全て所属研究機関に帰属します。

(2) 学生の参画機会の提供

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画が可能です。ただし、以下の項目について御確認願います。

¹⁰ https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

① 研究責任者の了解

大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。

② 雇用契約の締結

大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書又は同等の雇用関係書類により、本事業の研究開発に従事することを証明できるようにすること。

③ 留意事項

- ・学業そのものや本事業以外の活動等に対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ・額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する必要がある点に留意すること。

(3) 事業化の検討等に係る費用の計上

本事業においては、研究開発成果を基に新事業に取り組むこと等を目的として、ICT分野の専門家によるアドバイス等を受けるための費用を、本事業の委託費として計上することが可能な場合があります。

当該費用を支出する際は、その必要性及び金額の妥当性等について総務省との事前協議が必要となります。詳細は「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説」を御参照ください。

(4) 研究開発成果の帰属

研究開発の期間中に得られた成果に係る特許権その他の政令で定める権利は、研究開発委託契約の締結及び知的財産権確認書（研究開発委託契約書様式）の提出により、「産業技術力強化法」（平成12年4月19日法律第44号）第17条の規定に従い、一定の要件を満たしている場合、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。

なお、連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないよう御留意の上、各機関の責任の下、適切に御対応ください。

(5) 研究開発成果の発表、公開及び普及

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究開発成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容について公表します。また、毎年度提出された研究成果報告書及び終了報告書についても公表します。

研究開発実施者は、本事業によって得られた研究開発成果について、ウェブページや関連学会等に発表する等、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際には、本事業の成果である旨を必ず記載していただきます。

なお、発表又は公開に際しては、事前に総務省への外部発表投稿票（研究開発委託契約書様式）の提出をお願いします。

(6) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、日本国内にある研究実施者が所属する研究機関の施設内とします。

(7) 研究開発に必要な機器設備

研究開発に必要な機器設備の調達方法の決定に当たっては、購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則、安価な方法を採用していただくこととなります。採択後の課題実施における経理処理手続では、研究機器設備の購入とリース・レンタルで調達経費を比較した結果を確認できる書類を準備していただくこととなります。

(8) 購入した物品等の扱い

本事業は、委託によって実施するものであるため、購入し取得した物品等の所有権は、研究開発期間終了後に総務省に帰属します。したがって、取得した物品等は、所属研究機関の担当者による善良な扱いの下に管理していただきます。

研究開発期間終了後の物品等の取扱いについては、別途協議の上、必要な手続きを執ることとします。

(9) 研究費の不正な使用への対応

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(資料1参照)に従い、本事業において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対しては、以下の措置を講じます。

① 研究費の不正使用を行った研究者等に関する情報の提供等

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、他府省を含む他の競争的研究費担当課に当該不正の概要(不正使用をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。

② 不正な手段により競争的研究費を受給した研究者等に関する情報の提供等

偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。

③ 善管注意義務に違反した研究者等に関する情報の提供等

善管注意義務に違反した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした担当者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。また、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラ

イン（実施基準）¹¹」（平成26年4月11日（平成28年2月22日一部改正））に従い、本事業における研究費の管理・監査について対応いただきます。

(10) 研究上の不正への対応

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（資料2参照）に従い、本事業及び他府省の競争的研究費制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

① 研究費の返還

当該研究に係る研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

② 研究不正に関する情報等の共有

他省庁を含む他の競争的研究費担当課に、当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的研究費への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的研究費への応募が制限される場合があります。また、研究機関においては、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）¹²」（平成27年4月21日）に従い、本事業における研究上の不正行為へ対応していただきます。加えて、総合科学技術・イノベーション会議から「研究不正行為への実効性ある対応に向けて¹³」（平成26年9月19日）が示されたことを踏まえ、本事業においても契約締結時に当たって必要な対応を求める場合があります。

8 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

本事業へのe-Radを用いた提案方法の詳細は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業への応募について」（資料4参照）に記載しています。

¹¹ https://www.soumu.go.jp/main_content/000675909.pdf

¹² https://www.soumu.go.jp/main_content/000790547.pdf

¹³ https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken140919_3.pdf

(1) 提案に必要な準備作業

① e-Rad による申請

本事業への提案では e-Rad を使用します。したがって、事前に e-Rad へ「所属研究機関」及び「研究者」の二つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本事業への提案においては、研究代表者の所属研究機関及び全ての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及び全ての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続完了までには 1～2 週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続をしてください。

② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本事業への提案では、所定様式の「研究開発課題提案書」を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

(2) 受付期間

令和 7 年度から実施する研究開発課題提案書の受付期間は、

令和 7 年 1 月 10 日（金）～令和 7 年 2 月 21 日（金）（17：00 締切）

です。締切までに e-Rad により提案書（必要な全ての様式のファイル）提出をお願いします。受付期間を過ぎた提案書は受け付けられません。

(3) 提案方法

① 提案情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて本事業への提案情報を入力し、受付期間内に処理を行ってください。その際、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業への応募について」（資料 4 参照）を熟読の上、登録を行ってください。

② e-Rad による研究開発課題提案書の提出

研究開発課題提案書のうち、様式 2、様式 2 別紙、様式 3、様式 5～10 を一つの PDF 形式のファイルとしたものを「応募情報ファイル」から提出してください。エクセル形式の様式 1、様式 2 別表及び様式 4 を、e-Rad の「参考資料」から提出してください。

③ e-Rad による提案書の受付

e-Rad への提案書提出後の研究機関の事務代表者による e-Rad での承認をもって、本公募の提案受付としますので、提案書受付期間内に余裕を持って提案書を提出してください。なお、提出された研究開発課題提案書は、返却いたしません。

(4) 提案に当たって

① 応募先

応募先は、「研究代表者が所属する研究機関の所在地を管轄する総合通信局等」となります。締切を過ぎてから提出先の誤りに気づいても、受付できませんので、提出先を確認するとともに、締切までに十分余裕をもって提出をいただくようお願いいたします。

また、本事業の提案公募は他の総合通信局等でも行いますが、同一内容と判断される研究課題を、研究代表者を変えた上で複数の総合通信局等に同時に提案することは認められません。万が一、このような提案がなされていることが判明した場合には、いずれの総合通信局等でも不採択とします。

② 研究代表者について

研究代表者は、責任を持って研究開発課題提案書を取りまとめた上で提出願います。研究開発課題提案書の記載事項に不明な点（e-Rad によって提出された電子データの損傷や文字化け等）があった場合には、研究代表者宛てに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問合せに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

また、研究代表者は、研究開発に最後まで責任をもって実施していただくことが求められることから、本事業の他の研究開発課題の研究分担者として提案することはできませんのでご注意ください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」で御確認ください。

(5) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は、期限から 1 か月以内に行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から 1 か月以上経過後に確認してください。

(6) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要を公表します。

9 その他

- 本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、総合通信局等ウェブページ等でお知らせいたします。
- 本事業では、ワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組について配慮する観点から、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日決定）」に基づき、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を受けていることを示す書類がある場合にはその写しを提出ください。
- 本事業では、「研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入について」（令和4年11月25日 関係府省申し合わせ）¹⁴に基づき、研究機関における研究データの管理・利活用に関する取組状況を確認し、採択時等の総合的な評価において加味します。

¹⁴ https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudata_hyouka.pdf

10 問合せ先

提案書の記載又は提出方法等に関する問合せや御相談については、研究代表者の所属機関の所在地を管轄する総合通信局等までお願いします。また、応募の際は、研究代表者の所属機関の所在地を管轄する総合通信局等を十分に確認の上、提出してください。

【提出方法等に関する問合せ先】

研究機関所在地	問合せ先・応募先
北海道	北海道総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311（内線4630） E-mail: freq-hokkaido@soumu.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県	東北総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-0657 E-mail: kikaku-toh@ml.soumu.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	関東総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話：03-6238-1731 E-mail: kanto-forward@soumu.go.jp
新潟県・長野県	信越総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 電話：026-234-9940 E-mail: shinetsu-kikaku@soumu.go.jp
富山県・石川県・福井県	北陸総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4470 E-mail: hokuriku-kikaku@soumu.go.jp
岐阜県・静岡県・愛知県・ 三重県	東海総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 電話：052-971-9120 E-mail: kikaku-chosei-tokai@soumu.go.jp

研究機関所在地	問合せ先・応募先
滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 4 階 電話：06-6942-8543 E-mail: forward-kinki@soumu.go.jp
鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県	中国総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 電話：082-222-3355 E-mail: chugoku-kikaku@soumu.go.jp
徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	四国総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 (情報通信部 情報通信振興課内) 〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4 電話：089-936-5061 E-mail: shikoku-seisaku@soumu.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州総合通信局 無線通信部 電波利用企画課 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 電話：096-326-7890 E-mail: kikaku-q@soumu.go.jp
沖縄県	沖縄総合通信事務所 無線通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 3 号館 4 階 電話：098-865-2315 E-mail: okinawa-kikaku@ml.soumu.go.jp

本事業全般に関する問合せは、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課までお願いします。

【本事業全般に関する問合せ先】

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課開発係

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

電話：03-5253-5876

E-mail: wireless-rd@ml.soumu.go.jp

資料 1 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

平成 13 年 4 月 20 日
平成 17 年 3 月 23 日改正
平成 21 年 3 月 27 日改正
平成 26 年 5 月 29 日改正
令和元年 7 月 18 日改正
令和 3 年 10 月 1 日改正
令和 5 年 5 月 31 日改正
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。なお、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとする。

6. 間接経費の用途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。なお、

間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な用途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 証拠書類の取り扱い

間接経費に関する証拠書類については、被配分機関において適切に保管することとする。なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

9. 執行実績の報告

被配分機関の長は、別表1の主な用途を参考として、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、配分機関に対して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により配分機関に報告すること。

10. 適用

本対応について、令和4年度以降実施する事業から適用することとする。ただし、配分機関の判断により、令和3年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和4年度以降可能な項目については順次適用することとする。

(別表 1)

間接経費の主な用途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

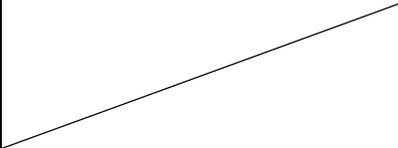
(ク) 広報事業に係る経

費など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分期間の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学 国立試験研究機関等国の機関	委託者から受託者に配分 受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付 補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	国等から補助事業者に配分 
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 留意点： 配分機関により、被配分機関の種類や運用は異なることがある。

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 F A Q（令和5年5月31日）

このF A Qは「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和5年5月31日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
参事官（研究環境担当）付
電話：03-6257-1314

Q 1. 従前の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」では間接経費の額を直接経費の30%に当たる額としていたところ、今回の改正により、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしたのはなぜか。

A 1. 今回の改正は、従来の競争的資金に該当する事業と、それ以外の公募型の研究費である各事業を区分することなく競争的研究費として一本化したことに伴うものです。従来の競争的資金以外の公募型の研究費事業における対象機関には企業が多く含まれており、このような機関等においては、間接経費の導入の趣旨の一つである研究機関全体の機能向上について、大学・研究開発法人等とは異なる考慮が求められる場合もありますので、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしています。

Q 2. 研究開発等の業務とは具体的にどのような業務を指すのか。

A 2. 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二条にありますように、「研究開発」とは、科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいいます。「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいいます。

Q 3. 大学・研究開発法人等の“等”とはどのような機関を指すのか。

A 3. 配分機関において、研究開発等の推進のため、従来より直接経費の30%に当たる額の間接経費を手当することと判断してきた機関を指します。

Q 4-1. 別表1の間接経費の主な使途の例示における管理施設・設備や研究機器・設備の整備、維持及び運営に係る経費について、「会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。」とあるが、施設・設備の更新のために間接経費を積立てることが可能となるのは具体的にどのような場合か。

A 4-1. 研究機関において適用される会計基準（国立大学法人会計基準等）上、施設・設備の安定的かつ継続的な更新を目的として、計画的に資金を留保するための「減価償却引当特定資産」のように引当特定資産等への繰り入れが可能である勘定科目がある場合となります。なお、各年度の引当特定資産への繰入額については、各年度の現金収支の差額（決算上の現金の余剰）があり、当該年度の減価償却費が上限となります。間接経費の積立の対象となるのは、独立行政法人における基金（注1）又は運営費交付金を財源とした競争的研究費制度に限られます。

（注1）基金造成費補助金等の交付に基づいて造成された基金をいう。

Q 4-2. 当該年度に繰り入れし積立てた引当特定資産等を翌年度以降に施設・設備を更新し、費用の支払いのために取り崩した際には、e-Rad への間接経費実績報告は必要か。

A 4-2. 保有する施設・設備の将来の更新のために、当該年度に間接経費を引当特定資産等へと振り替え（繰り入れ）した際には、内訳として振り替え（繰り入れ）した金額についても間接経費実績報告をしていただくこととなります。なお、e-Rad の実装が整うまでは、振り替え（繰り入れ）した金額も含めた間接経費実績報告のみとして、内訳として振り替え（繰り入れ）した金額の報告までは求めません。間接経費を引当特定資産等へと繰り入れした時点で、当該間接経費の執行は完了したこととなりますので、将来、施設・設備を更新し、費用の支払いのため引当特定資産等を取り崩した場合、当該年度の間接経費実績報告は不要となります。

Q 4-3. 競争的研究費の間接経費を「減価償却引当特定資産」のような将来の施設・設備の更新のための引当特定資産へと繰り入れ、積み立てておける仕組みを導入した趣旨如何。

A 4-3. 今回の改正は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において「国立大学による（略）公的研究費の間接経費の使途の柔軟化（中長期積立・設備更新への活用等）に向けた検討を進める」こととされたことを契機に行うものです。従来、国立大学が計画的に施設・設備の更新投資を行うことは、安定的に外部資金の研究費を獲得できる研究グループ以外では困難であり、施設・設備更新年度での財政措置等で賄う以外にない状況にあり、中長期的に施設・設備を更新するためのマネジメントには限界があったところ。

大学の所有する施設・設備の耐用年数を考慮すると、将来の施設・設備更新年度における予算措置をあらかじめ見込むことは困難であるため、国立大学が中長期的戦略の下で研究力を維持・向上していくためには、将来の更新を目的として、当該年度の設備・施設の資産価値の目減り分である減価償却費を上限に引当特定資産として計上し積み立てることができる仕組みを整えることが必要となり、令和4年2月に国立大学法人会計基準が改正されたところ。この勘定科目の財源として競争的研究費の間接経費を認めることは、将来の施設・設備の更新の見通しを計画的に立てることで、その更新を前提としたさまざまな長期的な戦略的対応（海外からの一流研究者の招へい準備を進める、戦略的な研究機器の整備や共用を進める、など）をとることを国立大学において可能とすることができ、将来に備えた積立を認めることが、ひいては現在における国立大学の研究環境改善・パフォーマンス向上に資するものとなると考えられます。

このような背景の下、将来、取り崩すこととなる引当特定資産の財源として、当該年度に措置される間接経費についても、引当特定資産に繰り入れることでもって、当該年度に使用した扱いとする仕組みとして確立したところです。

Q 4-4. 「減価償却引当特定資産」のような施設・設備の更新のための引当特定資産を繰り入れする際に、研究機関として留意すべきことはあるか。

A 4-4. 今回の改正指針の改正に伴う「減価償却引当特定資産」のような将来の施設・設備の更新のための引当特定資産への繰り入れの仕組みの導入により、大学等の研究機関においては、中期計画等を立てていく中で、所有する施設・設備について将来の更新を見据えた計画を策定する際、その更新のための財源の一つとして間接経費を位置づけることが可能となります。間接経費の執行においては、間接経費が研究開発環境の改善と研究機関全体の機能の向上に資する経費であることに鑑み、その目的達成のため、当該研究機関においてより優先度の高い支出科目に計画的に充当していくことが必要です。この観点から、大学等の研究機関におかれては、優先順位の高い経費がある場合（例えば、研究活動において基盤を成す研究機器の光熱水費や研究者等の人件費など）には、そうした経費への充当を優先しつつ、当該研究機関全体の将来像を見据えた引当特定資産への計画的な繰入を行うかどうかを十分に検討し、研究機関の研究開発機能が最も十分に発揮されるようにすることが重要です。なお、多額の間接経費を当該引当特定資産に繰り入れすることで、不必要な程の当該引当特定資産の滞留を起こさないことや、既存の施設・設備のうち真に将来更新投資を行うものに限ってその減価償却費を上限として設定する等、計画的な執行に十分留意してください。

資料2 競争的研究費の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日
(平成18年11月14日改正)
(平成19年12月14日改正)
(平成21年3月27日改正)
(平成24年10月17日改正)
(平成29年6月22日改正)
(令和3年12月17日改正)
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

更に、統合イノベーション戦略推進会議において、令和3年4月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定し、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠になっているとして、研究者及び大学・研究機関等¹⁵における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的な確保を支援することとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。本指針に則って活動することは、これらの課題への対応に加え、

¹⁵ 本指針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関(国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関)を指す。なお、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」には、「その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される」と記載されている。

経済安全保障にも資する。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの¹⁶。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

¹⁶ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等¹⁷について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底¹⁸するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。
- a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ¹⁹の提出を求めること。
 - b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。
 - c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけること。
 - d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。
- ④ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報(制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等)や、②の研究費や所属機関・役職に関する情報を競争的研究費の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ⑤ 応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

¹⁷ 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

¹⁸ 当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定し、配分機関において、その者に対し、情報管理に関わる教育・研修を確実に実施するなど、必要な措置を講ずる。

¹⁹ 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

- ⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援²⁰を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求め、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ⑦ ⑥のうち当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究費と同様に、提出を求めていくこと、ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、⑥の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、公募要領上明記する。
- ⑧ 所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがある旨、公募要領上明記する。

3.不正使用及び不正受給への対応(別表1)

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務(以下、「善管注意義務」という)に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1)不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう)を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正使用の概要(不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

²⁰ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応(別表2)

関係府省は、競争的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的研究費の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

(3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、不正事案については、各府省が定めるルールに基づき、不正事案の調査を行った機関において、予め定められた手続きに従い、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、講じた措置の内容等の公表など適切に対応するように求めるとともに、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要(制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

(1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

(2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

(3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

(4) 応募制限期間等に関して、別表 1 及び別表2に基づき、本指針の改正後、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施する。

なお、本指針の平成 24 年 10 月 17 日の改正に基づき、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み(別表1の1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等)については、平成25年度当初予算以降の事業(継続事業も含む)で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、実施する。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的研究費の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。
- (7) 競争的研究費の不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。
なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。
- (8) 競争的研究費における研究上の不正行為が起きた当該府省は、不正行為に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。
なお、研究上の不正行為の案件が複数の府省にまたがる場合は、その当該府省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における不正行為が認定された論文数の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。
- (9) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。
なお、競争的研究費を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。
- (10) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(2))		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 (3.(3))		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者(4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

資料 3 - 1 デジタルインフラ構築部門（地方独自：北海道総合通信局）**【タイトル】**

通信ネットワーク環境未整備地域での生産性・効率性の向上等を実現するデジタルインフラの整備・運用

【現状・課題】

北海道は、広大な面積（日本国土面積の約 22%）を有し、主産業である農業、酪農共に大規模経営の傾向があり、農家 1 戸あたりの耕地面積が広い。その一方で、少子高齢化に伴う生産年齢人口（15～64 歳）の減少のため人手不足の状況にある。

また、農業、酪農等地域は、都市部との距離が遠く、広大な敷地もあり、山間地等にもあるため、電波・無線利用の際に広範囲での通信が必要となっており、これは日常生活や災害時（特に暴風雪被害が毎年のように発生）の懸念事項でもある。

このような状況を踏まえ、道内においてもスマート農業や AI 等を導入し、生産性や効率性を向上させる取組が進んでいるが、耕作地・農村における最適なネットワーク整備等デジタル実装のあり方やブロードバンド空白地域における通信環境の構築手段が課題として存在している。

他にも、獣害対策等の分野においてもデータ伝送等に使用できる通信環境の課題があり、災害時の通信手段確保（電源含む）も必要など、通信ネットワーク環境が整備されていない地域における諸課題に対応可能なワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラの実現が期待されている。

【研究開発課題】

上記の課題解決に向けて、通信サービスが整備されていない地域においてもスマート農業や AI 等の導入による生産性・効率性の向上を可能にし、広大な面積を有するため通信ネットワーク環境の面的な整備が困難である北海道特有の諸課題解決に資する、広範囲での利用が可能なワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題を募集する。

資料 3 - 2 デジタルインフラ構築部門（地方独自：東北総合通信局）

【タイトル】

東日本大震災からの復興に向けた一次産業の効率化のためのデジタルインフラの整備・運用

【現状・課題】

2011年に発生した東日本大震災等により、東北地方の社会・経済活動は甚大な被害を受け、現在も福島県を中心に東北地方全体が復興の途上にある。

そのなかでも、就業者比率が全国平均を上回る一次産業においては、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響での風評被害等に対して、国民の安心安全を確保するために除染や放射線検査等の作業を実施している。このため他の地方に比べ、環境整備、生産から出荷までの段階において、一次産業従事者に大きな負担が生じている状況にあり、管内での一次産業の活性化が東北地域の喫緊の課題である。

【研究開発課題】

上記の課題解決に向けて、他の地方に比べ追加の負担が生じている一次産業において、環境整備から出荷に至る各過程における効率化を図る必要がある。

具体的には、負担の軽減や既存・新規の生産出荷過程の効率化等に新たな ICT 技術を利用することで、一次産業に従事している方々が、現在の事業をより効率的に遂行できる又はより効率的に事業を始められることにより、東北地方の復興に寄与し、管内での一次産業の活性化を図ることが必要である。

例えば、沖合での養殖における環境情報・養殖状況等の遠隔把握による効率化、農業現場での栽培・収穫・出荷過程での画像認識技術等の活用による効率化、林業においてロボット・ドローン等により立木の計測・枝打作業の効率化等、上記の課題解決に資するワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題を募集する。

資料 3 - 3 デジタルインフラ構築部門（地方独自：東海総合通信局）

【タイトル】

次世代自動車による自動運転サービスの実現に向けたデジタルインフラ（ITS）の活用

【現状・課題】

東海総合通信局管内では、自動車関連産業の生産・輸出の拠点が集積しており、従来型自動車と構造の異なる次世代自動車（BEV（Battery Electric Vehicle）、HEV(Hybrid Electric Vehicle)、PHEV（Plug in Hybrid Electric Vehicle）、FCEV（Fuel Cell Electric Vehicle））等の自動運転実現のため、複数の地域が国際自動車特区に指定され、実証実験が進捗している状況である。

自動運転による安全走行のために必須のデジタルインフラである高度道路交通システム（ITS）では、「道路と自動車」、「自動車と自動車」及び「歩行者と自動車」等、自動車と様々なもの間で通信が行われるほか、自動車位置の把握には、全地球航法衛星システム（GNSS）の微弱な電波の受信や第 5 世代移動通信システム（5G）等携帯電話との通信を利用している。

これまでの実証実験において、次世代自動車では、従来型自動車では搭載されていなかった電子デバイス（例：自動運転のための高機能プロセッサと高速通信系を含む電子制御ユニット等）から放射されるノイズにより、必要な電波が受信できない現象が確認されており、自動運転サービスの実現に向けた課題となっているところである。

【研究開発課題】

上記の課題解決に向けて、従来型自動車とは構成の異なる次世代自動車においても、車両に搭載された受信機や通信機器による安定した受信及び通信の品質を確保する必要がある。

そのための技術としては、例えば、次世代自動車に搭載される電子制御ユニット等から放射される妨害波をモデリングし、GNSS の受信や 5 G 等との通信への影響を解析する技術、当該妨害波を低減・抑制する技術等が想定される。

以上を踏まえて、安心・安全な自動運転サービスの実現に必須のデジタルインフラである ITS の活用を次世代自動車においても可能とするために必要となるワイヤレス技術の研究開発を行う課題を募集する。

資料 3 - 4 デジタルインフラ構築部門（地方独自：中国総合通信局）

【タイトル】

瀬戸内海の有人離島における医療サービス向上を図るためのデジタルインフラの整備・運用

【現状・課題】

中国総合通信局管内には、多くの離島が存在し、少子高齢化や人口流出により過疎化が進んでいる。

特に、瀬戸内海には小規模な離島が点在し、その多くには病院や診療所（常駐医師がないものを含む）がなく、住民が医療サービスの提供を受ける場合、公共交通機関により本土側へ長時間をかけ移動を行う必要があり、高齢者等にとって負担が大きい。さらに、災害時はその公共交通機関が途絶することが想定される。

また、平時であっても、患者の容体が重篤である時等に公共交通機関での移動が困難な場合も考えられ、必要とされる医療サービスの提供が受けられない状態となれば、高齢者等の健康被害が一気に進んでしまう恐れがある。

この課題の解決のため、各自治体では、既存のデジタルインフラを活用した遠隔医療の検討が進められているが、離島においては、光ファイバ回線やローカル 5 G 等の整備には高額な費用負担が発生するなどの問題がある。

【研究開発課題】

上記の課題解決に向けて、離島の患者の生体、健康、生活等の情報を医用テレメータや無線ボディアエリアネットワーク（BAN）等を用いた医療情報システムで測定・取得・集約し、本土側の医療機関へ伝送することが可能となれば早期診断に繋がる。

また、離島から本土側の医療機関までの通信回線として、必要な時に即時に構築可能な安価で安定的に運用できる高速・大容量なワイヤレスシステム（数十 Mbps）を構築し、オンライン診療（映像・音声）と医療情報システムを連携させることで、移動を伴わずに遠隔地の医療機関での早期の診断を行うことが可能となるため、その実現が望まれる。

さらには、本研究開発で確立された技術は、将来的には離島住民だけではなく、洋上の船舶乗組員の医療サービス向上等に応用されることも想定される。

以上のことから、上記の課題解決に資するワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題を募集する。

資料4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による
持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業への応募について
《令和7年度新規公募用》

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的研究費制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

2 e-Radの操作方法等に関する情報確認サイト及び問合せ先について

e-Radの操作方法等に関する情報確認サイト及び問合せ先は、下記のとおりです。問合せに当たっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

・情報提供サイト： e-Radポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

・e-Radの操作方法に関する問合せ先：

e-Radヘルプデスク

電話番号 0570-057-060

受付時間 国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00

3 e-Radによる提案書提出の流れについて

(1) 研究機関の登録＜研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関による作業＞

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関を、応募時までにシステム運用担当に申請し、登録する必要があります。ただし、**過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。（重複登録は行わないでください。）**

研究機関の登録方法の詳細は、e-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続完了までに1～2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続をしてください。

(2) 研究者情報の登録＜研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関の事務代表者による作業＞

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、e-Radにログインし、研究代表者又は研究分担者に関する研究者情報を登録して

ください。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません（重複登録は行わないでください。）。ログインIDとパスワードは、各研究機関の事務代表者から配布されます。

研究者情報の登録方法の詳細はe-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続完了までに1～2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続をしてください。

(3) 応募情報を入力する前の準備作業<研究代表者が行う作業>

まず、本事業のホームページから、応募要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/forward/index.htm>

次に、提案書作成要領に従って提案書を完成させてください。なお、提案書に記載する内容にはe-Radで入力する応募情報も含まれているので、先に提案書を完成させておくことで、下記(4)の作業が効率的に行えます。

(4) 応募情報の入力と提出 <研究代表者が行う作業>

研究代表者は、e-Radにログインし、本事業への応募情報を入力し、PDF形式に変換した提案書も含めて提出してください。応募情報の入力の際には、下記「4 応募情報の入力要領」を参考にしてください。

なお、研究代表者が提出した応募情報は、下記(6)によって研究代表者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、総務省へは提出されません。

(5) 提案書の提出 <研究代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者によるe-Radでの承認をもって提案書の提出とみなします。

提案書の提出方法については、本提案要領の「8 提案の手続き」を御覧ください。

(6) 応募情報の承認 <研究代表者所属研究機関の事務代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者は、e-Radにログインして応募情報を確認した上で、「承認」、「修正依頼」又は「却下」を選択して確定してください。なお、承認する際には、研究代表者が作成した提案書（上記(5)で作成した書類）に不備がないことも確認してください。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が承認すると、e-Radの「受付状況一覧画面」における応募情報の状態が「配分機関処理中」になります。なお、応募締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

(7) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Radの「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理済」に更新されます。総務省での受理作業は期限から1か月以内に行う予定です。**文書又はメールでの受理通知は行いませんので、e-Radの応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から1か月以上経過後に確認してください。**

(8) 採択・不採択の確認

応募課題の採択・不採択の結果は、文書での提案者への通知に加え、e-Radの「受付状況一覧画面」でも確認できる予定です。

4 応募情報の入力要領

e-Radを用いた本事業への応募情報登録（上記3の(4)で行う作業です。）において、注意すべき事項を以下に示します。なお、ここで掲げた項目等は、本提案要領を作成した時点のものです。公募に当たって、一部改定される場合があります。

>>>>公募の検索に必要な情報【共通項目】

項目	入力内容
制度コード 制度名	S007525 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD)
事業コード 事業名	J012727 電波有効利用基盤技術獲得プログラム
公募コード／公募グループ名 ／公募名	※「資料4の別紙」参照
課題ID	※入力不要。

>>>>応募情報登録【共通項目】

項目	入力内容
公募年度／公募名	※入力不要（予め登録済み）。
研究開発課題名	※「データ入力シート」（様式1）の「研究開発課題名」を転記。
課題ID	※入力不要。

>>>>応募情報登録【基本情報タブ】

項目	入力内容	
研究期間	2025年度～（終了予定）年度	
研究分野（主）	研究の内容	※「研究の内容検索」のリストから選択。
	キーワード （必須）	※システムの仕様上入力必須のため入力をお願いします。
研究目的	※研究開発において、どのような目的で、どのような課題（問題点）を解決するためにどのような内容の研究開発を行うかを、200字程度の平易な表現で記載してください。報道発表や外部への説明のために本内容を活用しますので、 <u>一般の方が理解できる表現での記載をお願いします。</u>	
研究概要	※研究開発の概要を1,000字以内でわかりやすく記載してください。	

>>>>応募情報登録【個別項目タブの入力】

項目	入力内容
研究代表者の所属研究機関の所在地都道府県名	※プルダウンメニューから、該当する都道府県名を選択。
研究代表者の所属研究機関の区分	※プルダウンメニューから、区分を選択。
研究代表者の連絡先電話番号	※市外局番から半角で入力。（例：0000-00-0000）
分類	※ラジオボタンから選択

>>>>応募情報登録【研究経費・研究組織タブの入力】

項目	入力内容
直接経費(千円)	※「研究開発予算計画書」（様式4）に記載した各年度の研究費（税込み）の内訳（I. 物品費、II. 人件費謝金、III. 旅費、IV. その他欄の小計）を転記（ 千円未満切捨て ）。
間接経費(千円)	
研究代表者	<p>※「専門分野」：適切な分野名を入力。</p> <p>※「役割分担」：－（ハイフン）を入力してください。</p> <p>※「直接経費」：上記で入力した令和7年度の研究費（税込み）のうち、研究代表者に配分される研究費（税込み）を記入（千円未満切捨て）。</p> <p>※「間接経費」：上記で入力した令和7年度の研究費（税込み）のうち、研究代表者に配分される研究費（税込み）を記入（千円未満切捨て）。</p> <p>※「エフォート」：提案書（様式6）の「研究代表者」に記載した数値（％）を転記。</p>
研究分担者	<p>※研究分担者がいる場合、「追加」ボタンをクリックして行を追加。</p> <p>※研究分担者全員について、情報を入力。</p> <p>※「専門分野」：適切な分野名を入力。</p> <p>※「役割分担」：－（ハイフン）を入力してください。</p>

	<p>※「直接経費」：上記で入力した令和7年度の研究費（税込み）のうち、研究分担者に配分される研究費（税込み）を記入（<u>千円未満切捨て</u>）。</p> <p>※「間接経費」：上記で入力した令和7年度の研究費（税込み）のうち、研究分担者に配分される研究費（税込み）を記入（<u>千円未満切捨て</u>）。</p> <p>※「エフォート」：提案書（様式6）の「研究分担者」に記載した研究分担者の数値（%）を転記。</p>
--	--

>>>>応募情報登録【応募・受入状況タブの確認】

項目	入力内容
研究代表者の他の応募・受入状況	入力不要。※e-Rad上に登録されている情報を自動的に取得して表示。
研究分担者の他の応募・受入状況	入力不要。※e-Rad上に登録されている情報を自動的に取得して表示。

5 e-Radの使用に当たっての留意事項

(1) e-Radの利用可能時間帯

平日、休日ともに0:00～24:00

※上記時間帯であっても、緊急のメンテナンス等でサービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）も、上記時間帯はサービスを行います。

※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

(2) 個人情報の利用目的・取り扱い

本システムにおける個人情報の利用目的の範囲は、次の各号のとおりとします。

一 応募時等における個人情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供する他、総合科学技術会議において国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針等の企画立案を行うため、内閣府に必要な情報を提供すること。

二 研究者に係る情報について、研究者の所属する同一研究機関内における利用や、当該研究者の所属する他の研究機関に提供すること。

三 研究機関における事務担当者に関する情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供すること。

2 個人情報の取扱方針は、e-Rad ポータルサイトを御参照ください。

資料4の別紙 公募コード等一覧

公募コード	公募グループ名	公募名
K046097	北海道総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 北海道総合通信局
K046098	北海道総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 北海道総合通信局
K046099	北海道総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (地方独自) 北海道総合通信局
K046100	東北総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 東北総合通信局
K046101	東北総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 東北総合通信局
K046102	東北総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (地方独自) 東北総合通信局
K046103	関東総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 関東総合通信局
K046104	関東総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 関東総合通信局
K046105	信越総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 信越総合通信局
K046106	信越総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 信越総合通信局
K046107	北陸総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 北陸総合通信局

K046108	北陸総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 北陸総合通信局
K046109	東海総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 東海総合通信局
K046110	東海総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 東海総合通信局
K046111	東海総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (地方独自) 東海総合通信局
K046112	近畿総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 近畿総合通信局
K046113	近畿総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 近畿総合通信局
K046114	中国総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 中国総合通信局
K046115	中国総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 中国総合通信局
K046116	中国総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (地方独自) 中国総合通信局
K046117	四国総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 四国総合通信局
K046118	四国総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 四国総合通信局
K046119	九州総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 九州総合通信局

K046120	九州総合通信局	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 九州総合通信局
K046121	沖縄総合通信事務所	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) 電波有効利用基盤技術部門 沖縄総合通信事務所
K046122	沖縄総合通信事務所	令和7年度 持続可能な電波有効利用のための基盤技術 研究開発事業 (FORWARD) デジタルインフラ構築部門 (全国共通) 沖縄総合通信事務所